

# 年金資産運用の基本方針

(石炭鉱業年金基金)

## 年金資産運用の基本方針

平成14年12月13日制定

平成17年 5月23日改正

平成18年 5月22日改正

平成29年 3月 1日改正

石炭鉱業年金基金（以下「基金」という。）は、基金の年金資産の運用に関する基本方針を次のとおり定め、本基本方針に基づき年金資産の管理運用を行うものとする。

### 1. 運用の目的

基金の資産運用は、基金加入者等に対する年金給付、死亡一時金、その他の給付の支払いを将来にわたり確実にを行うため、資産の保全を第一とすることを基本としつつ、安定した収益を長期的に確保することを目的とする。

### 2. 運用目標

基金の資産運用は、利付国債（10年）の応募者利回りの当該年度平均を上回ることを目標とする。

### 3. 資産構成

#### （1）法規制の厳守

資産構成は、別表「資産構成の法規制枠」の法規制割合を厳守しつつ、年度毎の目標値を実現するよう適正な配分に努めるものとする。

#### （2）資産の配分

基金の資産全体の構成割合は、次の表のとおりとする。

この構成割合は、毎年度検証を行い、必要に応じて見直すものとする。

運用科目	基本構成割合	乖離許容幅
国内債券	45%	±20%
新株予約権付社債	5%	±5%
国内株式	20%	±15%
外国株式	5%	±5%
外国債券	5%	±5%
短期資金・預金	20%	±20%
計	100%	

#### 4. 委託運用

##### (1) 運用の委託

基金が運用を委託する場合には、信託銀行又は投資顧問会社と運用委託契約を締結し、金銭信託又は特定金銭信託のファンドを設定するものとする。

##### (2) 運用委託機関の選定

運用委託機関の選定に当たっては、当該運用委託機関の経営内容、運用手法、経験、実績等を総合的に審査するものとする。

##### (3) 契約締結の手続き

金銭信託にかかる運用委託契約の締結に当たっては、理事会の承認を得るものとする。

また、特定金銭信託にかかる運用委託契約の締結に当たっては、総会の議決を経て厚生労働大臣の承認を得るものとする。

##### (4) 運用委託機関における運用業務に関する遵守事項

運用委託機関は、次の事項を遵守するものとする。

###### ① 運用対象資産

###### ア 国内債券

残存期間、格付け、信用リスク、流動性等を十分調査・分析した上で銘柄を選定すること。

###### イ 新株予約権付社債

格付け、償還日等の発行条件を十分調査・分析した上で銘柄を選定すること。

###### ウ 国内株式

格付け等を十分調査の上、安定銘柄を選定すること。

## エ 外国株式・外国債券

外国株式・外国債券は原則として投資対象としないが、特に運用対象資産とする合理的な理由がある場合には、理事会の承認を得るものとし、残存期間、格付け、信用リスク、流動性及び為替変動リスクを慎重に十分調査・分析した上で銘柄を選定すること。

### ② 法令遵守体制の整備

石炭鉱業年金基金法（以下「基金法」という。）、基金法施行令、基金法施行規則並びに基金定款及び基金財務会計規程等の関係法令を遵守するとともに、その確保のための体制の整備等に努めるものとする。

### ③ 受託者責任

基金の年金資産の管理運用に当たっては、善良なる管理者の注意をもって、専ら委託者たる基金の利益に対してのみ忠実に職務を遂行しなければならない。

### ④ 報告事項

#### ア 報告書

原則として四半期毎に年金資産の管理及び運用状況に関する報告書を基金に対して提出すること。

また、基金から要請があった場合には、その指示に基づいて報告を行うこと。

#### イ ミーティング

基金と定期的に年金資産の運用に関してミーティングを行い、運用に関する重要事項について協議を行うものとする。

また、それ以外にも必要に応じて、情報交換や協議を行うものとする。

#### ウ その他の報告

契約書、本基本方針等に反する行為があった場合は、直ちに基金に対し報告を行い、指示に従うこと。

## 5. 自家運用

### (1) 運用の目的

基金は、年金資産の長期安定運用を図るため、年金資産の一部について自ら管理運用業務を行うものとする。

(2) 運用の投資対象資産

満期保有を目的とした国債、地方債及び電力債の国内債券に限るものとする。

ただし、投資条件に特に優れた銘柄であって、理事会に付議したのものについては、この限りではない。

(3) 債券管理

債券は、証券会社を経て購入し、社債等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第2条第4項に規定する口座管理機関に振替国債、振替地方債及び振替社債として保有し又は社債等登録法（昭和17年法律第11号）第2条に規定する登録機関に登録する。

(4) 運用の評価

各資産毎に算出した時間加重収益率と7の(1)の①の指標に基づくベンチマーク（市場における収益率）と比較することにより行うものとする。

(5) 運用資産の購入、処分等

1,000万円以上の運用資産の購入、処分等は理事会の承認を、1,000万円未満の運用資産の購入、処分等は理事長の承認を得るものとする。

6. 運用体制と運用手続き

(1) 基金における運用担当者

基金における運用担当者は、常務理事とする。

(2) 運用実績の報告

基金の運用担当者は、運用実績及び保有資産の時価評価を、四半期毎に次のとおり報告するものとする。

	報 告 先		
	総会	理事	監事
第1四半期	2月総会招集時	7月中旬	7月中旬
第2四半期		10月中旬	10月中
第3四半期		1月中旬	1月中旬
第4四半期	5月総会招集時	4月中旬	4月中旬

(3) 債券破綻等の場合の速やかな報告

基金の運用担当者は、債券又は金銭信託等の資産において、破綻し若しくは破綻するおそれのある銘柄については、理事及び監事に速やかに報告するものとする。

7. 運用委託機関の評価

運用委託機関の評価は、原則として次に定める評価に加えて、当該運用委託機関の運用方針、リスク管理、ディスクロージャー内容等を加味した総合的な評価で行うものとする。

(1) 資産別の評価

各資産毎に算出した時間加重収益率とベンチマークの比較により行う。

各資産毎のベンチマークは、次の指標を用いる。

- ①国内債券：NOMURA-BPI（野村証券金融工学研究センターの債券インデックス）
- ②新株予約権付社債：NICCO-CBPI（日興リサーチセンター）のCBインデックス
- ③国内株式：TOPIX（東証株価指数）
- ④外国債券：シティグループ世界国債インデックス
- ⑤短期資金：コールローン・レート（翌日物、有担保）

(2) 資産全体の評価

資産全体で算出した時間加重収益率と複合ベンチマークを比較することにより行う。

(3) 評価に基づくシェアの変更等

上記(1)及び(2)の評価を行った結果に基づき、基金は運用委託機関への資産配分シェアの変更又は委託契約の解除を行うことができるものとする。

附 則

この基本方針は、平成14年12月13日より施行する。

附 則

この基本方針は、平成17年5月23日より施行する。

附 則

この基本方針は、平成18年5月22日から施行し、平成18年3月28日から適用する。

附 則

この基本方針は、平成29年2月27日から施行し、平成29年3月1日から適用する。

別表

資産構成の法規制枠

法に定める資産運用科目	資産構成の法規制割合 (基金法施行規則第17条)
<p>(施行令第16条第1項第1号)</p> <p>1. 銀行その他厚生労働大臣の指定する金融機関への預金</p> <p>2. 郵便貯金</p>	50% 以上
<p>(施行令第16条第1項第3号)</p> <p>3. 国債</p> <p>4. 地方債</p> <p>5. 特別の法律により法人の発行する債券</p> <p>6. 貸付信託の受益証券</p>	
<p>(施行令第16条第1項第2号)</p> <p>7. 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託</p>	
<p>(施行令第16条第1項第3号)</p> <p>8. その他厚生労働大臣の指定する有価証券の取得</p>	30% 以内
<p>(施行令第16条第1項第4号)</p> <p>9. 不動産</p>	20% 以内
合 計	100%